

令和5年11月14日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年11月14日（火）  
午後3時30分から午後4時00分

2、開催場所：高森総合センター 2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番		8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 7番 甲斐 幸一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直  
係長 今村 翔太  
参事 後藤 健一

事務局 本日は、7番委員さんが欠席ということです。  
皆さんそろわれましたので、農業委員会の総会を始めさせていただきます。  
本日の出席者、14名中、欠席者が1名、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。  
それでは、会長に御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。  
本日の総会に出席していただき、ありがとうございます。  
挨拶の前に、14番委員には、昨日の農業委員会女性農業委員会の九州ブロック大会から、本日の総会と連日の参加ということでお疲れさまでした。  
大会が終わってすぐ、こちらから帰ってこられたみたいで、お疲れさまでした。

14番委員 どうもありがとうございます。とても有意義に1日半、過ごさせていただきました。ありがとうございます。

議長 農作業も、ハウスの一部を残して、大体ほかの作物の収穫も終わって一段落されたと思います。  
11月の気候が先週まではいつもより暖かい日が続いていましたが、今週になったら、師走並みの寒波が来て、本日も朝から高森は0℃以下、マイナス3℃だったみたいです。  
そういうふうな寒い日になったりしますので、どうか皆さん体調に気を付けて、万全で過ごして、農作業をされるようよろしくお願いいたします。  
本日の議題ですが、本日は報告が1つということで、この総会自体はそんなに時間はかかりませんが、この後、最適化推進委員との合同会議があります。  
どうか最後まで参加のほどをよろしくお願いいたします。

事務局 「議第28号」  
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
令和5年11月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですが、こちらから指名してもよろ

しいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は5番委員、6番委員に議事録署名をお願いいたします。

**「議第29号」**

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(配分)(案)の承認について

**【中間管理・農地バンク一括方式】**

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年11月14日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は、報告で中間管理の農地バンクですので、これは事務局から説明をお願いします。

事務局 4ページを、お開きください。

まず、番号1です。これは貸付人が農業公社を通して、借受人に対し使用貸借権を設定するものです。

土地につきましては、4ページに記載のとおりです。

1筆、1,142㎡、契約期間は5年間です。

補足資料は、3ページです。

続きまして、番号2、こちらも先ほどと同様に農業公社を通して同じ方に賃貸借権を設定するものです。

土地につきましては、4ページ、5ページに記載のとおりです。

こちらも3筆、合計3,715㎡です。

こちらの契約期間は5年間です。

賃貸額は、2筆が記載の額です。

残り1筆だけが違う単価の契約です。

補足資料は、同じく3ページです。

続きまして、番号3、こちらは貸付人が農業公社を通して借受人に賃貸借権を設定するものです。

土地につきましては、5ページに記載のとおりです。

1筆、2,338㎡、契約期間は10年間です。

賃貸額は、反当り記載のとおりですが、契約は1筆にしますと、〇万〇千円です。

補足資料は、4 ページです。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。

番号4です。

こちらは貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権を設定するものです。

土地につきましては、6 ページに記載のとおりです。こちらは2筆、合計4,169 m<sup>2</sup>です。

契約期間は5年間です。

こちらも反当たりの金額に端数が出ているんですが、2筆で〇万〇千円の契約ですので、端数まで表示してあります。

補足資料は、5 ページです。

続きまして、番号5、こちらは貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権を設定するものです。

こちらの契約期間は5年間です。3筆、合計4,033 m<sup>2</sup>です。

こちらも反当たり端数が出ているんですが、こちらが3筆で〇万円の契約になっていますので、反当たりに換算するので端数が出ております。

補足資料は、6 ページです。

続きまして、7 ページをお開きください。

番号6、こちらは貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権を設定するものです。

土地につきましては、1筆、合計4,474 m<sup>2</sup>、契約期間は5年間です。

賃貸額は反当たり、〇千円です。補足資料は、7 ページです。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、この案は承認いたします。

これで、本日の議案はすべて終わりましたが、また議案が多いときもあると思いますので、そのときにはまたよろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。